

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年11月18日（令和7年（行情）諮問第1320号）

答申日：令和8年8月31日（令和8年度（行情）答申第485号）

事件名：特定事項に関して行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書8」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月28日付け防官文第7984号及び同年8月27日付け同第19780号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの）

ア ないしカ（略）

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの）

ア ないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 及びキ（略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる８文書（本件対象文書）を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和７年３月２８日付け防官文第７９８４号により、本件対象文書うち、別紙の２に掲げる文書１ないし文書４について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年８月２７日付け同第１９７８０号により、本件対象文書のうち、別紙の２に掲げる文書５ないし文書８について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分１及び原処分２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たって、それらの審査請求を併合して諮問する。

２ 審査請求人の主張について

- （１）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- （２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問しなければならない場合に該当しない。
- （３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和７年１１月１８日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和８年８月２５日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

- （１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、開示請求書の「「それらにも対応」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」との記載及び添付

資料（別件事件の理由説明書）から、当該事件について審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに長期間を要したことが分かる文書の全ての開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、開示請求書の添付資料（別件事件の理由説明書）には、「多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応」と記載されていることから、上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（１）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「それらにも対応」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。
【裏面をご参照下さい】

2 本件対象文書

- 文書1 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
8615号。29.5.31）
- 文書2 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
18731号。30.11.30）
- 文書3 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
4230号。令和元年7月12日）
- 文書4 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
16816号。令和2年10月27日）
- 文書5 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
19931号。令和3年11月26日）
- 文書6 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
18452号。令和4年9月29日）
- 文書7 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
13517号。令和5年6月23日）
- 文書8 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第
14792号。令和6年6月26日）